高齢者虐待の防止のための指針

神河町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

神河町地域包括支援センター(以下、「事業所」という。)は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的 外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を 得ること。

3. 虐待防止検討委員会の設置

虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置し、次の事項について検討する。その際、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会での検討内容
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)について職員が相談、報告できる 体制整備に関すること

- ホ 職員が虐待等を発見した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に 関すること

ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 虐待防止検討委員会の委員構成

事業所職員(保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等)で構成する。なお、虐待防止検討委員会の委員長は管理者が務め、虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

(3) 開催頻度

1年に1回及び虐待発生の都度開催する。

4. 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底 することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容 について記録する。

- 5. 虐待等が発生した場合の対応について
 - (1) 虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、虐待対応担当者に報告し、虐待対応担当者は、速やかに管理者へ報告及び町へ通報するとともに、町が行う虐待等に対する調査等に協力する。町への通報は、別紙『権利侵害(おそれ)報告書』を用いる。
 - (2) 緊急性の高い事案の場合は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制
 - (1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、社会福祉 士が務める。

(2) 虐待対応担当者への報告

利用者の居宅において虐待等が疑われる場合及び事業所内で虐待等に気づいた職員は、速やかに虐待対応担当者へ報告する。

(3) 町への通報

報告を受けた虐待担当者は、速やかに管理者へ報告及び町へ通報するとともに、 町が行う虐待等に対する調査等に協力する。町への通報は、別紙『権利侵害(おそ

- れ)報告書』を用いる。
- (4) 事業所内における虐待が疑われる事案が発生した場合

速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、町の指導 を受けながら、速やかに解決につなげられるよう努める。

(5) 記録の整備

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準第28条第2項に基づき、記録を整備 し、完結の日から5年間保存する。完結の日とは、個々の利用者につき、契約終了 (契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により 一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

(6) 関係機関や地域住民等への説明

必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて 相談対応を行う。または、必要に応じて中核機関や社会福祉協議会を案内する等の支援を行 う。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が 生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 事業所内で解決を図れない場合は、町の苦情相談窓口に相談する。
- (3) 苦情相談内容を別紙『苦情処理受付台帳』に記録し、苦情処理簿に綴り保管する。

9. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項について

内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう研鑽に努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。

附則

本指針は令和 6 年 10 月 1 日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用する。